

令和7年度渋川市遊休農地再生利用事業補助金交付要領

令和7年4月1日から適用

本補助金の交付目的、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的		市内にある遊休農地の解消を図るため、農業者等が行う遊休農地の再生利用を行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。
内容	補助対象事業	市内にある遊休農地に対する取組で、遊休農地再生利用事業実施要領（平成31年3月29日付け農構第30193-5号。以下「県実施要領」という。）第2に定められたもの又は農地中間管理機構（以下「機構」という。）を通した使用貸借権等を5年以上の期間で受けた遊休農地の再生利用を行うものとします。
	補助対象者	補助対象事業を実施する農業者、複数の農業者により構成される農業者組織、新規就農予定者、渋川市農業再生協議会又は農業参入する企業等とします。
補助対象経費		補助対象事業を実施するために要した経費のうち、次に掲げるものです。 (1) 発生防止推進事業 県実施要領別記「遊休農地再生利用事業実施基準」（以下「県実施基準」という。）第2の1（1）によります。 (2) 再生利用事業 県実施基準第2の2（1）によります。
交付金額		1 発生防止推進事業 補助対象事業費の2分の1以内の額とし、200,000円を限度とします。 2 再生利用事業 補助金の額は、次に掲げる区分に応じて再生利用を行った面積に取組単価（10a当たりに要する経費）を乗じることにより、算定するものとします。ただし、補助対象事業費は1件当たり200万円未満であることとします。 (1) 所有権移転又は機構に無償で10年以上貸付け、補助対象者が5年以上耕作する場合 取組単価は50,000円/10aとする。ただし、対象農地が中山間地域に位置付けられている場合は、取組単価を150,000円/10aとし、取組単価が50,000円/10a以上で、150,000円/10a以下の場合は、その取組単価を上限とする。

		<p>(2) 所有権移転又は機構に無償で10年以上貸付け、補助対象者が5年以上耕作し、遊休農地を含み、事業実施翌年度より、新たに耕作する農地面積が以下の条件を満たす場合</p> <p>中山間地域以外の場合：3ha以上</p> <p>中山間地域の場合：1ha以上</p> <p>取組単価は100,000円／10aとし、取組単価が50,000円／10a以上で、100,000円／10a以下の場合は、その取組単価を上限とする。ただし、対象農地が中山間地域に位置付けられている場合は、取組単価を200,000円／10aとし、取組単価が50,000円／10a以上で、200,000円／10a以下の場合は、その取組単価を上限とする。</p> <p>(3) 5年以上の使用貸借権の設定等（ただし、トラクターを除く建設用重機等を利用した場合に限り適用する。）</p> <p>取組単価は30,000円／10aとする。</p> <p>(4) 5年以上の使用貸借権の設定等</p> <p>取組単価は15,000円／10aとする。</p>
	予算額	この補助金の事業全体の予算及び補助限度額は、475,000円です。限度に達した時点で受付を終了します。
交付手続等	交付条件	<p>1 発生防止推進事業</p> <p>県実施基準別表1に該当しないこと。</p> <p>2 再生利用事業</p> <p>県実施基準別表1及び農地法（昭和27年法律第229号）に規定する1号遊休農地のうち中山間地域以外で緑区分の農地再生利用に該当しないこと。</p>
	交付申請の方法、時期等	<p>対象となる年度の2月末日までに農政課へ書面の提出又はメールにて申請してください。予算額に達した時点で申請の受付を終了します。</p> <p>渋川市遊休農地再生利用事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて提出してください。</p> <p>(1) 事業計画書</p> <p>(2) 収支予算書</p> <p>(3) 見積書又は事業費試算表</p> <p>(4) 位置図</p> <p>(5) 現況写真</p>

	<p>(6) 農地の使用貸借権の設定などが確認できる書類（農用地利用集積等促進計画の写しなど）</p> <p>(7) 申請者名義の通帳の写し（銀行名、支店名、支店番号、口座種類、口座番号及び口座名義人が確認できるもの）</p> <p>(8) 個人の場合：本人確認書類（運転免許証又は個人番号カード等）の写し 法人の場合：定款、履歴全部事項証明書又は所在地証明書 団体の場合：団体の規約及び構成員の名簿</p> <p>【注】押印は省略することが可能ですが、その場合、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。</p>
交付決定の時期等	<p>申請のあった日から 20 日以内に交付決定をします。 補助金の交付又は不交付を決定したときは、渋川市遊休農地再生利用事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第 2 号）により通知します。</p>
実績報告の方法、時期等	<p>補助対象事業が完了したときは、その日から 1 か月以内又はその日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、渋川市遊休農地再生利用事業補助金事業完了実績報告書（様式第 3 号）に次に掲げる書類を添えて、提出してください。</p> <p>(1) 渋川市遊休農地再生利用事業補助金交付決定通知書 (2) 実績報告書 (3) 収支決算書 (4) 請求書、領収書又は事業費精算表</p>
補助金の額の確定	<p>実績報告があったときは、当該報告書の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、渋川市遊休農地再生利用事業補助金確定通知書（様式第 4 号）により交付すべき補助金の額を確定します。</p>
請求の方法、支払時期等	<p>渋川市遊休農地再生利用事業補助金交付請求書（様式第 5 号）に渋川市遊休農地再生利用事業補助金交付決定通知書（様式第 2 号）を添えて、請求してください。 提出された請求書に基づき、請求日から 20 日以内に支払います。</p>
交付決定の取消し又は補助金の返還	<p>1 次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。</p>

	<p>2 次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。</p> <p>(1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合は、取消しに係る部分の金額</p> <p>(2) 交付を受けた補助金額が交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し確定した額を超える場合は、超える部分の金額</p>
申請書等の様式	<p>渋川市遊休農地再生利用事業補助金交付申請書（様式第1号）</p> <p>渋川市遊休農地再生利用事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）</p> <p>渋川市遊休農地再生利用事業補助金事業完了実績報告書（様式第3号）</p> <p>渋川市遊休農地再生利用事業補助金確定通知書（様式第4号）</p> <p>渋川市遊休農地再生利用事業補助金交付請求書（様式第5号）</p>
その他	<p>(1) 補助対象者は、補助対象事業に関する帳簿及び書類を備え付け、当該補助対象事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。</p> <p>(2) 補助対象者は、市長の要求があったときは、補助事業等の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で市長に報告しなければなりません。</p>
取扱担当課	<p>渋川市役所農政課（第二庁舎）</p> <p>電話 0279-22-2593（直通） 0279-22-2111（内線4973）</p> <p>メールアドレス nousei@city.shibukawa.gunma.jp</p>

様式第1号

年 月 日

渋川市長

様

住 所

申請者 氏 名

電話番号

(日中に連絡の付く電話番号を記載してください。)

渋川市遊休農地再生利用事業補助金交付申請書

渋川市遊休農地再生利用事業補助金について、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、申請に当たっては、渋川市遊休農地再生利用事業補助金交付要領（補助対象者）の要件に該当することを誓約します。

記

1 事業の名称	渋川市遊休農地再生利用事業
2 総 事 業 費	円
3 補 助 金 の 額	円
4 事 業 概 要	
5 着手予定年月日	
6 完了予定年月日	
7 添 付 書 類	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) 見積書又は事業費試算表 (4) 位置図 (5) 現況写真 (6) 農地の利用権設定などが確認できる書類（農用地利用集積等促進計画の写しなど） (7) 申請者名義の通帳の写し（銀行名、支店名、支店番号、口座種類、口座番号及び口座名義人が確認できるもの）

	<p>(8) 個人の場合：本人確認書類（運転免許証又は個人番号カード等）の写し</p> <p>法人の場合：定款、履歴全部事項証明書又は所在地証明書</p> <p>団体の場合：団体の規約及び構成員の名簿</p>
8 誓 約 事 項	<p>遊休農地再生利用事業実施要領別記「遊休農地再生利用事業実施基準」別表1及び農地法（昭和27年法律第229号）に規定する1号遊休農地のうち中山間地域以外で縁区分の農地再生利用に該当しないこと。</p> <p>対象農地は借受又は取得後5年以上耕作します。</p>
9 備 考	

様式第2号

第 号

年 月 日

様

渋川市長

印

渋川市遊休農地再生利用事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった渋川市遊休農地再生利用事業補助金について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

1 事 業 の 名 称	渋川市遊休農地再生利用事業
2 補 助 金 の 額	円
3 条 件	遊休農地再生利用事業実施要領別記「遊休農地再生利用事業実施基準」表1及び農地法（昭和27年法律第229号）に規定する1号遊休農地のうち中山間地域以外で縁区分の農地再生利用に該当しないこと。 対象農地は借受又は取得後5年以上耕作すること。
4 補助金不交付理由	
5 指 示	(1) 補助対象事業に関する帳簿及び書類を備え付け、当該補助対象事業が完了した年度の翌年度から5年間保存してください。 (2) 市長の要求があったときは、補助事業等の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で市長に報告してください。

様式第3号

年 月 日

渋川市長

様

住 所 _____

申請者 氏 名 _____

電話番号 _____

(日中に連絡の付く電話番号を記載してください。)

渋川市遊休農地再生利用事業補助金事業完了実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった渋川市遊休農地再生利用事業補助金について、補助対象事業が完了したので、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 事業の名称	渋川市遊休農地再生利用事業
2 総事業費	円
3 補助金の額	(交付決定額) 円 (精算額) 円
4 事業概要	
5 着手年月日	
6 完了年月日	
7 添付書類	(1) 渋川市遊休農地再生利用事業補助金交付決定通知書 (2) 実績報告書 (3) 収支決算書 (4) 請求書、領収書又は事業費精算表

様式第4号

第 号

年 月 日

様

渋川市長

印

渋川市遊休農地再生利用事業補助金確定通知書

年 月 日付けで完了実績報告のあった渋川市遊休農地再生利用事業補助金について、下記のとおり確定したので、通知します。

記

1 事 業 の 名 称	渋川市遊休農地再生利用事業
2 確 定 補 助 金 の 額	円
3 交 付 決 定 補 助 金 の 額	円
4 交 付 済 補 助 金 の 額	円
5 返 還 金 額	円

様式第5号

渋川市遊休農地再生利用事業補助金交付請求書

年 月 日

渋川市長様

請求金額											円
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

上記の金額を請求します。

ただし、渋川市遊休農地再生利用事業補助金として

請求者 住 所

名 称

職・氏名

(振込先口座)

口座名義人	カナ ----- 漢字	
口座番号	銀行・信用金庫 ----- 信用組合・農協 ----- 1 普通 2 当座 No. -----	本店・支店 ----- 支所・出張所

・発行責任者	(電話番号)
・担 当 者	(電話番号)

※固定電話番号をご記入ください